

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	特定公的給付の支給に関する事務(物価高騰対応支援給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、特定公的給付である物価高騰対応支援給付金(新たな非課税等世帯分・定額減税補足給付分・非課税世帯分・不足分給付)の支給における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務(物価高騰対応支援給付金)
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ○物価高騰対応支援給付金(新たな非課税等世帯分)支給事業【令和6年11月30日終了】 基準日(令和6年6月3日)において東海村の住民基本台帳に記録されている者であって、新たに令和6年度分の住民税所得割非課税となった世帯に対して給付金を支給する。 対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して追加給付金を支給する。 ○物価高騰対応支援給付金(定額減税補足給付分)支給事業【令和6年12月30日終了】 基準日(令和6年1月1日)において東海村の住民基本台帳に記録されている者の内、定額減税の対象になっている者で、定額減税額可能額が定額減税前の税額を上回り、定額減税が十分に受けられないと見込まれる方へ定額減税補足給付金を支給する。 ○物価高騰対応支援給付金(非課税世帯分)支給事業【令和7年6月30日終了】 基準日(令和6年12月13日)において東海村の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年度分の住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり3万円を給付する。対象世帯のうち、18歳以下の児童が世帯員として属する世帯に対して、1人あたり2万円を支給する。 ○物価高騰対応支援給付金(不足分給付)支給事業 基準日(令和7年1月1日)において東海村の住民基本台帳に記載されている者のうち、定額減税の対象となっている者で、定額減税しきれなかった方(不足分給付Ⅰ)、定額減税の恩恵を受けられなかった方で非課税世帯の給付対象世帯でなかった方に一律4万円(不足分給付Ⅱ)を支給する。 【事務の内容】 ①支給要件の確認(税情報等の各種情報の照会・非課税世帯等向け給付金の受給の有無の照会) ②令和6年1月2日以降転入者の定額減税補足給付金の支給状況を中間サーバー及び団体内宛名統合システムを介して対象市町村に照会する。 ③支給対象者の公金受取口座について、中間サーバー及び団体内統合宛名システムを介して、デジタル庁に公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会を行う。 ④支給手続(取得した情報を元に)公金受取口座に振込又は対象者が指定する口座に振り込む。
③システムの名称	行政情報システム(個人住民税システム、住民記録システム、口座管理システム、給付金システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
物価高騰対応支援給付金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第1項第8号 別表135の項 【提供できる事務】なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	福祉部地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部地域福祉課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の適用 [☒]適用した	
適用した理由	本給付金は、経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得るものとされているため。

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	

変更箇所

[illegible]